

長田区市民法律相談運営要領

(趣 旨)

第1 この要領は、市民法律相談の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(法律相談の件数)

第2 弁護士による法律相談の件数は、一日7件までとする。

(弁護士相談の対象とならない場合)

第3 弁護士相談は、法律的な問題、紛争について、弁護士が、考え方や解決方法等をアドバイスするものである。従って、次の各号に該当するときは、弁護士相談をすることはできない。

- (1) 具体的な問題、紛争等がないのに、学問的な興味等で相談すること
- (2) 他人の問題
- (3) 既に弁護士に依頼している事件
- (4) 法律的な問題でない事項

(利益相反の場合の取扱い)

第4 相談内容が次の各号に該当するときは、相談者の利益を保護するとともに、公正公平な回答を確保するため、当日の弁護士による法律相談をすることができない。

- (1) 相談担当弁護士が受任もしくは既に相談を受けている事件の相手方からの相談
- (2) 相談担当弁護士が、顧問契約をしている者を相手方とする相談
- (3) 相談担当弁護士の親族を相手方とする相談

2 前項の場合において、相談者は市民相談員またはまちづくり課担当職員と調整の上、別途、弁護士による相談日時を予約し、当該日時に法律相談をすることができる。この場合において、予約した日時は、原則、変更できないものとする。

(弁護士相談の回数制限)

第5 弁護士相談は、1人につき一日1回までとする。

2 できるだけ多くの市民が弁護士相談を利用できるようにするため、一事案に関して利用できる弁護士相談の回数を原則3回までとする。

(市民法律相談の受付)

第6 市民法律相談は、予約により受け付ける。

- (1) 予約開始日は、相談日の前週の翌日からとする。ただし、予約開始日が閉庁日に当たるときは、その前の開庁日からとする。
- (2) 予約時間を10分以上遅れた場合、当該予約を取り消したものとみなす。

(弁護士相談の順番の特例)

第7 弁護士相談の順番は先着順とする。ただし、申込者多数のため当日の相談ができない場合であって、緊急に弁護士相談を要するものとして次の各号に該当するときは、次回の弁護士相談を予約できるものとする。

- (1) 至急対応しないと相談者の利益に重大な侵害を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 上記(1)と同程度の緊急を要すると認められるもの

(相談カードの保存年限)

第8 神戸市個人情報保護条例第8条第3項に基づき、相談カードは、最終の相談日から1年を経過した後、廃棄処分とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年6月15日から施行する。